

玉川村妊婦のための支援給付金のご案内

令和7年4月1日より、妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設されました。これに伴い、「妊婦のための支援給付」として妊婦に対し妊婦支援給付金を支給します。

🌸 事業内容 🌸

◆対象者及び給付内容

事業名	妊婦のための支援給付(1回目)(※1)	妊婦のための支援給付(2回目)(※2)
対象者	申請時点で玉川村に住民票がある <u>妊婦(産婦)</u>	
開始時期	令和7年4月1日以降、妊娠届出した妊婦	令和7年4月1日以降、出生分から
必要書類	①玉川村妊婦支援給付(妊婦給付認定)申請書 ②妊婦本人の振込先通帳の写し	①玉川村妊婦支援給付(胎児数届出)申請書 ②妊婦本人の振込先通帳の写し
申請の流れ	①医療機関にて胎児心拍確認。 ②村保健センターに妊娠届出書提出。保健師と面談。 ③面談後に申請書をお渡しいたします。	①出産予定日の8週間前の日(妊娠32週)以降に保健師との面談、または赤ちゃん訪問時に面談。 ②面談後に申請書をお渡しいたします。
金額	妊婦(※3) 1人につき5万円	今回妊娠した子どもの数(※4) 1人につき5万円
支給方法	妊婦名義の口座に振込み ※妊婦以外の口座名義は指定できません。	妊婦名義の口座に振込み ※妊婦以外の口座名義は指定できません。

※1 玉川村及び他自治体で出産応援給付または妊婦のための支援給付【1回目】の支給を受けていない方

※2 玉川村及び他自治体で子育て応援給付または妊婦のための支援給付【2回目】の支給を受けていない方

※3 妊娠届出前後に流産した方も対象となります。

※4 流産・死産の場合も対象となります。



🌸 流産・死産等を経験された方、お子様をなくされた方へ 🌸

流産・死産・人工妊娠中絶等を経験された方、お子様を亡くされた方も申請いただけます。

◆妊娠届出前に流産・死産等を経験された方

事業名	妊婦のための支援給付【1回目・2回目】
対象者	①申請時点で玉川村に住民票がある妊婦 ②令和7年4月1日以降に流産・死産が判明した方
必要な証明書類	■医師による証明書(様式第3号) ※証明書の内容 ①妊娠判明(胎児心拍の確認)日 ②流産の種類(自然流産または人工流産) ③流産した日 ④胎児心拍が確認できた後、流産した胎児の数

◆妊娠届出後に流産・死産等を経験された方

事業名	妊婦のための支援給付【1回目・2回目】
対象者	①申請時点で玉川村に住民票がある妊婦 ②令和7年4月1日以降に流産・死産が判明した方
必要書類	■母子健康手帳

給付回数については、2回となります。給付金額は1回目・2回目それぞれ5万円となります。給付を希望される方は、玉川村こども家庭センターまでお問い合わせください。

【申請・問い合わせ先】

玉川村こども家庭センター(保健センター内)

TEL:0247-37-1024